

児童福祉法による措置児童等にかかわる医療給付に関する請求事務等取扱要領

1 目的

この要領は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号。以下「法」という。）による措置児童等が、医療機関等において医療を受けた場合であって、社会保険若しくは国民健康保険（以下「社会保険等」という。）の療養の給付と法の措置等にかかる医療給付が組合せ等で行われるものについて、医療給付に係る費用の請求事務等につき必要な事項を定めることにより、その円滑な実施を図ることを目的とする。

2 対象児童

この要領は、法による次の児童福祉施設等（以下「施設等」という。）の措置児童又は一時保護児童（以下「児童」という。）を対象とする。

- (1) 里親
- (2) 乳児院
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童心理治療施設
- (5) 児童自立支援施設
- (6) 児童相談所一時保護所
- (7) 障害児入所施設
- (8) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

3 医療機関及び診療（調剤）報酬

- (1) 本要領における医療機関等（病院、診療所又は薬局）は、健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号）及び国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）による保険医療機関及び保険薬局とする。
- (2) 診療（調剤）報酬は、健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額とする。

4 療養の給付

- (1) 児童が、医療機関等において療養の給付を受ける場合、児童福祉施設の長及び里親（以下「施設長」という。）は、受診券（様式第 1 号）を医療機関等に提示する。
また、当該児童が社会保険等に加入している者の被扶養者であるときは、併せてその保険証を提示する。

5 審査支払事務

4の療養の給付に伴う医療機関等からの診療（調剤）報酬請求にかかる審査支払い事務を次の機関に委託する。

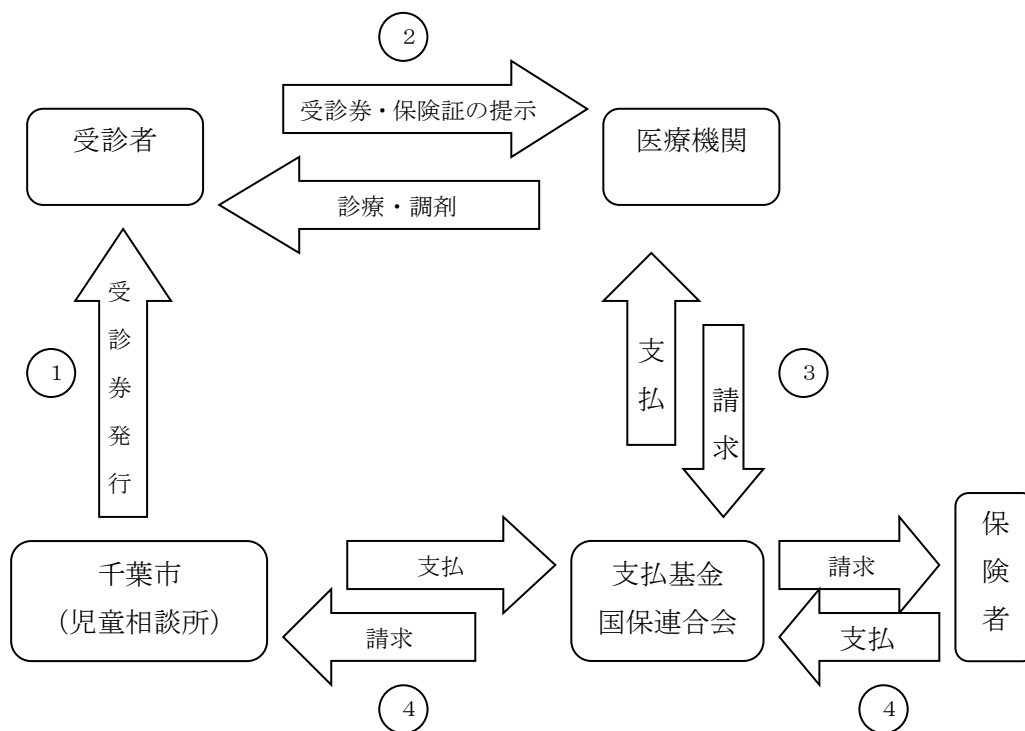
(1) 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）

健康保険、船員保険、日雇労働者健康保険、国家公務員共済組合、地方公務員健康保険組合及び私立学校教職員共済組合等社会保険の被保険者及び被扶養者に係る診療（調剤）報酬又は無保険者に係る診療（調剤）報酬について審査支払いを行う。

(2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）

国民健康保険の被保険者に係る診療（調剤）報酬について審査支払いを行う。

6 診療（調剤）報酬請求事務経路図



7 受診券

受診券（様式第1号）の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 発行

東部児童相談所及び西部児童相談所の長（以下「所長」という。）は、施設等へ措置又は一時保護を行った児童に受診券を発行する。

(2) 記載方法

ア 公費負担（支弁義務者）番号は、次のとおりとする。

法別番号		県番号		実施機関番号			検証番号
5	3	1	2	6	0	2	5

イ 「受給児童番号」中「施設番号」は、所長が設定する。

ウ 「受給児童番号」中「児童番号」は、所長が設定する。

エ 「受給児童番号」中「検証番号」は、別紙1の算出方法により、所長が設定する。

(3) 返還

受診券の交付を受けた児童が、次のいずれかに該当するときは、当該受診券は失効し、施設長は、受診券を速やかに所長へ返還しなければならない。

(ア) 措置が解除されたとき

(イ) 措置が変更されたとき

(4) 受診券の管理

所長は、受診券の発行について、受診券発行整理簿（様式第2号）で管理する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月20日から適用する。
- 2 受診券の様式は、原則として、様式第1号（印字用）によるものとする。ただし、緊急に受診券を発行する必要が生じたときは、様式第1号（手書き用）によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。